

「宇都宮牛」取扱基準要領

(平成 1年11月29日制定)
(平成21年10月21日改訂)

1 目的

「宇都宮牛」の銘柄確立に向け、肉質向上によるブランド強化と環境に調和し誇りと意欲を持った「宇都宮牛」を生産しつつ、その名声を高め、市内・県外での定着を推進するとともに、販路拡張と安定供給（定時・定量・定質）に努め、消費者に愛される「宇都宮牛」の確固たる地位を築き上げる。

2 「宇都宮牛」認定基準

(1) 品種及び規格

- ① 品種は黒毛和種とし、JAうつのみや和牛肥育部会員が肥育したもので、宇都宮牛協会（以下「協会」という。）の発行する産地証明書を有しているもの。
- ② 肉質基準は、社団法人日本格付協会の格付「A-3」「B-3」以上のものとする。

(2) 「宇都宮牛」の表示

- ① 「宇都宮牛」認定基準規格牛については、銘柄表示印を枝肉に押印する。
- ③ 「宇都宮牛」表示市場は、次のとおりである。
 - ① 東京都中央卸売市場食肉市場
 - ② その他協会長が必要と認めた場所

3 「宇都宮牛」生産農家

(1) 生産農家の飼養条件は次のとおりである。

- ① 「宇都宮牛」の銘柄の意義を理解し、事業に協力できる生産者であること。
- ② 証明書による明確な黒毛和種を肥育していること。
- ③ 地域内粗飼料の安定確保に努め、清潔な環境な下に飼養し、良好な経営であること。

4 販売指定店・推奨店及び指定買受人の基準

- ① 販売指定店とは、次の条件を満たす精肉卸・販売店（事業所を含む。以下「店舗」という。）で、協会長が認定した店舗であること。
 - ① 本事業の目的を理解し、「宇都宮牛」の販売に積極的に協力し、かつ、消費者に向けた普及宣伝を積極的に行える店舗であること。
 - ② 「宇都宮牛」を販売すること。
 - ③ 「宇都宮牛」の販売指定店認定書の掲示並びに「宇都宮牛」の銘柄表示をすること。

- (2) 推奨店とは、次の条件を満たす店舗で、協会長が認定した店舗である。
 - ① 本事業の目的を理解し、「宇都宮牛」の販売に積極的に協力し、消費者に向けた普及宣伝を積極的に行える店舗であること。
 - ② 販売指定店から「宇都宮牛」を購入し、加工・調理等を行い消費者に提供すること。
 - ③ 「宇都宮牛」推奨店認定書の掲示並びにメニュー等に「宇都宮牛」の銘柄を表示すること。
- (3) 指定買受人とは、次の条件を満たす買受人で、協会長が認定した事業所であること。
 - ① 本事業の目的を理解し、「宇都宮牛」の販売に積極的に協力し、消費者に向けた普及宣伝を積極的に行える事業所であること。
 - ② 東京都中央卸売市場食肉市場等で、「宇都宮牛」を購入し、「宇都宮牛」を協会認定の販売指定店及び推奨店に提供すること。
 - ③ 「宇都宮牛」を年間10頭以上購入すること。
- (4) 販売指定店・推奨店及び指定買受人の認定期間は3ヶ年とする。
- (5) 販売指定店の認定料は1店舗当たり3年間3,000円とする。なお、チェーン店等についても、1店舗毎の認定とする。
- (6) 推奨店及び指定買受人の認定料は無料とする。
- (7) 協会長は、販売指定店・推奨店及び指定買受人が次に掲げる行為を行った場合には、認定を取り消すことができるものとする。
 - ① 本要領に違反した時。
 - ② 「宇都宮牛」の名声を著しく損なう行為を行った時。
 - ③ 認定料を所定の期間内に納付しなかった時。
 - ④ その他、協会長が認定店等にふさわしくないと判断した時。
- (8) 認定を受けようとする販売指定店等は、別紙様式により本協会長に認定料を添えて申し込むものとする。
- (9) 販売指定店・推奨店及び指定買受人の認定申請に係る手続きは、協会長が別に定める。